

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	24	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	26の5	不利益処分の種類	特別障害者手当の支払の調整
<p>(根拠規定)</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用)</p> <p>第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十六條の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童扶養手当法の準用)</p> <p>第十六条 児童扶養手当法第五条の二、第八条、第二十二條から第二十五條まで及び第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九條第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p> <p>○児童扶養手当法 (手当の支払の調整)</p> <p>第三十一條 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二條第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>					